

# 岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号）等により、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度の創設、共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直し等が行われたことに伴い、本市における建築物の認定手数料の設定に際し準拠している北海道建設部手数料条例の一部改正に準じて所要の規定の整備を行う。

## 第2 改正の内容

- (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、低炭素建築物等認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料について、北海道建設部手数料条例に準じて改定を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

## 第3 施行期日

令和5年4月1日

## 岩見沢市条例第 5 号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の部中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同部第1項中「住宅建築等計画認定申請手数料」を「住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項第1号中「1戸につき、」を削り、同項第2号中「又は改築」を「若しくは改築又は維持保全計画の認定」に改め、「1戸につき、」を削り、同項備考中「長期優良住宅建築等計画認定申請」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請」に改め、同部第2項中「住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項第1号中「1戸につき」を削り、同項第2号中「1戸につき、」を削り、同項第3号中「又は改築」を「若しくは改築又は維持保全計画の認定」に改め、「1戸につき、」を削り、同項備考中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請」に改め、同部第3項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「1戸につき」を削り、同部第4項中「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料」に改め、「1戸につき」を削る。

別表低炭素建築物等認定申請手数料の部を次のように改める。

低炭素建築物等認定申請手数料	
1	低炭素建築物等認定申請手数料
<p>(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。アにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,100円）</p>	
ア	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合</p> <p style="text-align: right;">25,200円</p>
イ	<p>アに掲げる場合以外の場合</p> <p style="text-align: right;">44,000円</p>
<p>(2) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。次号において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）</p>	
ア	<p>次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
(イ)	<p>住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</p> <p style="text-align: right;">85,200円</p> <p>（評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円を加算する。）</p>

	っては、14,700円)
(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	118,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円)
(ウ) 住宅の戸数が11戸以上のもの	165,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	129,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	213,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額)	
ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	44,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	62,900円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円)

(ウ) 住宅の戸数が11戸以上のもの	88,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	104,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の場合に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項第5号アにおいて同じ。）で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項

		及び次項並びに次部において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、14,700円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	147,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)
イ	アに掲げる場合以外の場合	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	288,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)
備考		
1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、第1号及び第4号の規定により算定した金額を合計した金額とする。		
2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、第2号及び第4号又は第3号及び第4号の規定により算定した金額を合計した金額とする。		
3 低炭素建築物等認定申請に伴い建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。		
2	低炭素建築物等変更認定申請手数料	
	(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合	1棟につき 1,000円

(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。イにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、9, 100円）

ア 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合	16, 800円
イ アに掲げる場合以外の場合	26, 600円

(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。次号において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	49, 900円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、14, 700円）
(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	70, 500円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、22, 600円）
(ウ) 住宅の戸数が11戸以上のもの	100, 000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、35, 300円）
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ	

れ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	122,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額 (住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額)	
ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	29,300円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	42,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円)
(ウ) 住宅の戸数が11戸以上のもの	62,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)



(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	68,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の場合に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	66,900円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	85,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)
イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	152,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	190,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)
備考 1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、第2号及び第5号の規定により算定した金額を合計した金額とする。	

- 2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、第3号及び第5号又は第4号及び第5号の規定により算定した金額を合計した金額とする。
- 3 低炭素建築物等変更認定申請に伴い建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料の部第3項及び第4項を次のように改める。

3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料				
	(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。ア及びイにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）				
	ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
	<table border="1"> <tr> <td>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">40,400円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">44,900円</td> </tr> </table>	(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	40,400円	(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	44,900円
(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	40,400円				
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	44,900円				
	イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
	<table border="1"> <tr> <td>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">21,600円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">23,200円</td> </tr> </table>	(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,600円	(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,200円
(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,600円				
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,200円				

(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。次号において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)

(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住

宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	39,200円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	66,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	39,200円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	66,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	259,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	324,000円 (判定機関審査を受けた場合に

		あつては、20,100円)
イ	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)
備考	<p>1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、第1号及び第4号に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、第2号及び第4号又は第3号及び第4号に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。</p>	
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	

(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合	1棟につき 1,000円
(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。ア及びイにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）	
ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	23,800円
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	26,000円
イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	14,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	14,800円
(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。次号において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、アに定める金額）	
ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額 (住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額)	
ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの	45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合	

建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	135,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	172,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)

イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
---------------------------	--



	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)
(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項(備考第3項及び備考第4項を除く。)の規定の例により算定した金額		
<p>備考</p> <p>1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、第2号及び第5号に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、第3号及び第5号又は第4号及び第5号に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額(申請建築物に係る手数料の金額に限る。)を加算した金額とする。</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。